**学校感染症の取り扱いについて**

富山県立南砺平高等学校

保健厚生部

　下記の学校感染症は、学校保健安全法第１９条により「出席停止にさせることができる」ことになっています。出席停止は、下記の期間が基準ですが、主治医の判断に委ねることになっています。

　保護者から学校感染症（インフルエンザを除く）に罹患したという連絡があった場合は、**登校許可証明書**に医師の証明を受けて学校に提出していただきます。指定の証明書を使えば、書類作成費用はかかりません。（病院によっては費用がかかるところもあります）

インフルエンザにおいては、**治癒報告書**を保護者の責任の下、学校に提出をお願いいたします。

**<連絡経路>**

保護者

生徒

保健厚生部

教務部

担任

医師

保護者

生徒

担任

登校許可　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒県へ報告

証明書 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　

治癒報告書　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　⇒学年へ報告

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準 |
| 第  一  種 | エボラ出血熱　　クリミア・コンゴ出血熱  重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるもの）　　 中東呼吸器症候群  新型インフルエンザウイルス感染症、指定感染症及び新感染症については第一種の感染症とみなします。  痘そう　　　　　南米出血熱  ペスト　　　　　マールブルグ病  ラッサ熱　　　　急性灰白髄炎  ジフテリア　　　鳥インフルエンザ（H5N1型） | 治癒するまで |
| 第  二  種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1型を除く） | 発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消える、または５日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が出た後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（３日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状消退後２日を経過するまで |
| 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 第  三  種 | コレラ　　　　　　　細菌性赤痢  腸管出血性大腸菌感染症  腸チフス　　　　　　パラチフス  　流行性角結膜炎　　　急性出血性結膜炎  その他の感染症(医師の判断により出席停止になることも) | 病状により学校医その他の医師が  感染のおそれがないと認めるまで |

流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどの感染性胃腸炎)、溶連菌感染症、

ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症なども含まれます。